

1 経緯・背景

防災都市づくり推進計画は、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、安全で良質な市街地の形成などの諸施策を推進することを目的に策定する計画です。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成8年に策定し、これまでに4回改定を行い、これに基づき、震災時に大きな被害が想定される整備地域などの防災性向上に取り組んできました。

また、2012（平成24）年からは、東日本大震災の発生を踏まえ、特別な支援により不燃化を推進する不燃化特区制度などの取組を開始しました。

2024（令和6）年1月の能登半島地震では、建築物の倒壊や輪島市での大規模市街地火災が発生し、建築物の耐震化や市街地の不燃化の重要性が再認識されました。

今までの取組により、防災性は着実に向上していますが、新たな視点で効果的な施策を展開し、不燃化を一層推進するため、防災都市づくりに関する目標や施策について検討し、本計画を改定します。

2 計画の構成

本計画は、「基本方針」と「整備プログラム」で構成されます。

計画期間：2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間

基本方針

- 不燃化等の目標の設定、整備地域や重点整備地域の指定等を行うもの

整備プログラム

- 基本方針に基づき定める各地域の具体的な整備計画などを定めるもの

3 改定スケジュール

- 令和7年1月 基本方針（案）の公表、パブリックコメント実施
- 令和7年3月 基本方針の公表
- 令和7年度末 防災都市づくり推進計画の改定（整備プログラムの策定）

4 主な改定内容

- ・ 整備地域の目標の着実な達成に向け、特別な支援等により展開してきた、**不燃化特区制度と特定整備路線の整備について、取組を5年間延長し、引き続き、整備地域・重点整備地域の防災性向上に取り組んでいきます。**
- ・ 整備地域以外において、**局所的に対策が必要な地区を抽出し、「防災環境向上地区」として位置付け、防災生活道路や公園整備等への助成を開始します。**
- ・ 防災生活道路や公園・広場等は、円滑な消火・救援活動及び避難の基盤や共助に繋がる地域コミュニティの醸成の場としても重要なことから、**区市への支援を拡充し、整備を一層促進します。**

5 主な目標

(1) 延焼遮断帯の整備目標

	目標	参考
整備地域内の延焼遮断帯形成率	2035（令和17）年度までに80%	2021（令和3）年で69%
特定整備路線	2030（令和12）年度までに全線整備	—

(2) 市街地の整備目標

	目標	参考
整備地域の不燃領域率	2030（令和12）年度までに全ての整備地域で70%以上	2021（令和3）年で全地域平均65.5%
重点整備地域の不燃領域率	2030（令和12）年度までに全ての重点整備地域で70%以上	2021（令和3）年で全地域平均60.4%
防災環境向上地区の不燃領域率	2035（令和17）年度までに指標に該当する全ての地区で70%以上	—

6 防災都市づくりの地域指定と整備の方針

首都直下地震の切迫性を踏まえ、効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、施策の対象区域を地域特性などに応じて「整備地域」「重点整備地域」「防災環境向上地区」等に区域分けし、市街地の状況に合わせて段階的に、効果的な施策を展開します。

(1) 整備地域

地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域（防災生活圏単位で指定）

面積：28地域・約6,500ha（2020年）から28地域・約6,000ha（2025年）に減少

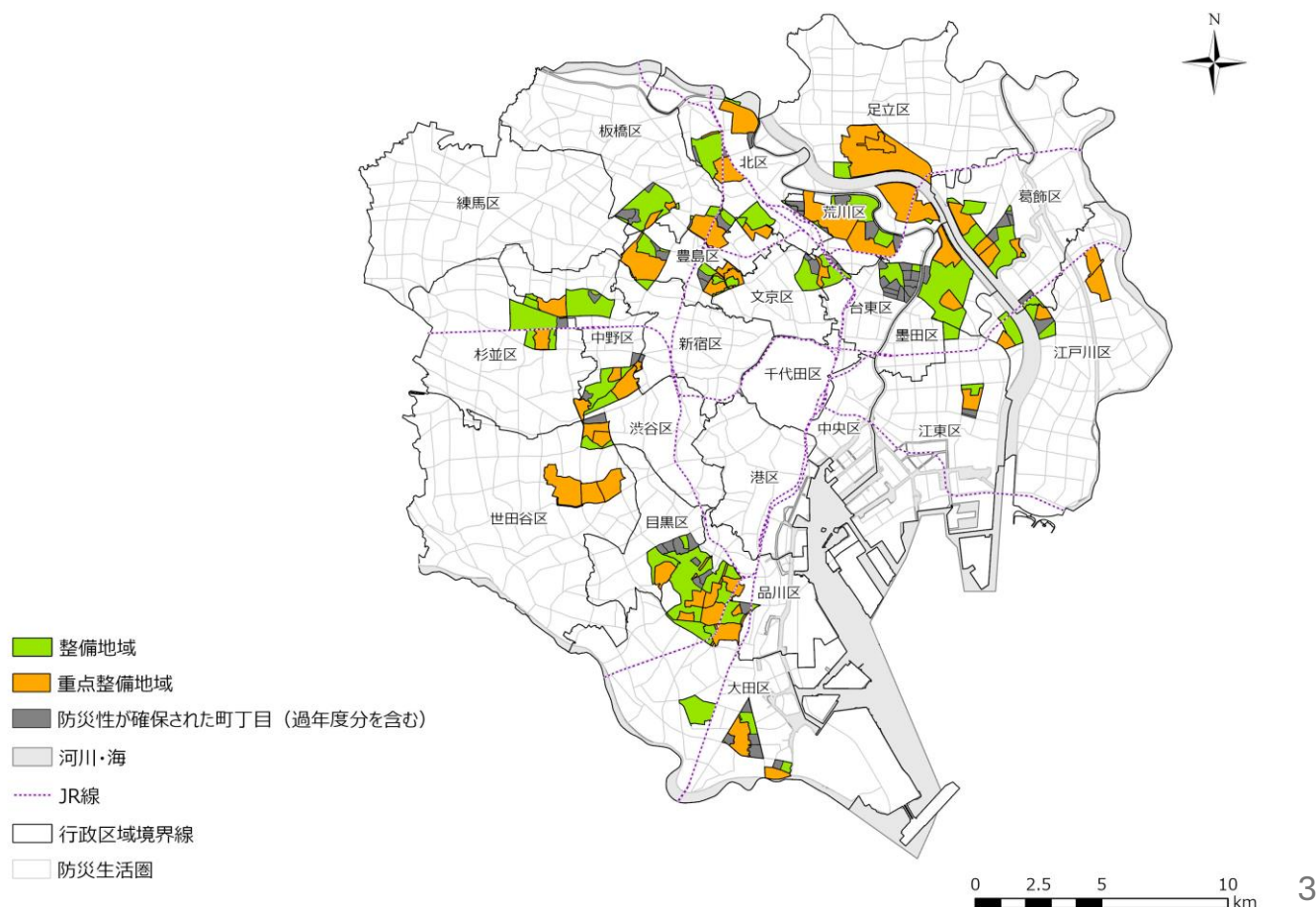
整備の方針：整備地域の目標の着実な達成に向け、老朽建築物等の建替え促進、防災生活道路整備に加え、**防災機能を備えた公園整備への支援の拡充**等を行い、防災性向上と居住環境の整備を行うとともに、大規模な市街地大火発生に備えて、延焼遮断帯を早期に形成します。

(2) 重点整備地域

防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域

面積：52地区・約3,350haを指定（2025（令和7）年度に見直し）

整備の方針：不燃化特区制度を2030（令和12）年度まで継続・強化し、引き続き、特別な支援等により不燃化を促進していきます。



6 防災都市づくりの地域指定と整備の方針

(3) 防災環境向上地区 【新規指定】

整備地域以外の木造住宅密集地域等のうち局所的に対策が必要な地区（町丁目単位で指定）

面積：33地区・約1,000haを新規に指定

整備の方針：防災生活道路・公園などの整備等への支援を新たに開始し、老朽建築物等の建替えを促進するなど、防災性向上と居住環境の整備を行います。

